別紙２　見積書記載に係る住基連携及びネットワーク関連費用について

住基連携及びネットワーク関連の見積の記載にあたっては、仕様書及び以下の条件を参照のうえ、別紙３「見積書記載フォーム」に金額を記載すること。また、参考資料等がある場合は添付すること。

１.住民基本台帳システムとの連携（別紙３見積書記載フォーム　システム構築⑥）

(1) データ連携概要

①管内に本籍がある住所人の転居等の異動情報について、戸籍システムの附票情報へのデータ連携を可能とすること。

②住所人かつ非本籍人の戸籍異動届書入力処理において、住基情報を参照できるよう住基の全件データ及び異動データの連携を可能とすること。

③他自治体での住所異動について住基ネットよりデータ抽出を行い、戸籍システムの附票情報へのデータ連携を可能とすること。

④住基連携は、原則オンラインで行うものとし、十分なセキュリティを考慮すること。なお、オンライン時の連携用サーバは、受託者が用意すること。

※上記各種データ連携に使用するファイルレイアウトについては、各構成団体の既存の抽出レイアウトを利用するか、既に他自治体において連携実績のあるレイアウトを用いるものとする。なおファイルレイアウト及び連携方法、稼働スケジュールについては、戸籍システム構築受託者及び総合行政システム受託者決定後に別途協議するものとする。また、住民基本台帳システムと戸籍システムの文字コードの同定作業が可能であること。

(2) 住基連携システム開発業務委託について

①本依頼時点における住民基本台帳システムの業者名及びパッケージ名は別紙５「戸籍総合管理システム調達仕様書基本情報」のとおりであるが、各構成団体の現時点での業者名及び総合行政システムのパッケージ名であり、平成２７年度の共同化実施時には変更となる場合があるため、あくまでも参考とする。

②住民基本台帳システムとの連携における各構成団体の住民基本台帳システム側改修費用（住民基本台帳システム側外字追加費用を含む）及び住民票中の本籍欄表記の「の」削除費用については、構成団体が負担をすることとするが、受託者は各住基業者との協議・調整について積極的に支援を実施すること。

③作業期間については、戸籍システム稼働を考慮し稼働前に十分なテストを行うこと。

(3) 住基連携用異動事由確認及び修正・確認

①住基連携用として受託者は住民基本台帳システムの異動事由を確認し、連携プログラムにおける「住基・戸籍異動事由対応表（附票連携）及び住民票参照更新区分対応表」、「戸籍附票異動事由テーブル」を作成すること。

(4) 住基連携システム確認作業のためのサンプルデータの預かり

①受託者は、協議会より附票連携用データ、住基参照用データ、19 条 4 項連携用データのサンプルデータを借用すること。

(5) 協議会からの提供物

①住基システムとの附票連携機能テスト用の住基サンプルデータ

②住基システムとの住基参照機能テスト用の住基サンプルデータ

③住基システムとの 19 条 4 項データ連携機能テスト用の住基サンプルデータ

④ユーザー外字一覧リスト

(6) 住基連携システム現地テスト

①住基連携システム稼働前に、現地で連携テストを実施すること。

テスト結果において不具合が発生した場合には、速やかに改善すること。

２．ネットワーク構築（別紙３見積書記載フォーム　５、６）

（１）ネットワーク構築の基本方針

各構成団体を接続した共同利用ネットワークの構築を行い、共同電算型で本システムを稼動させること。ネットワーク回線に障害が発生した場合、バックアップ回線へ切り替えてシステムの継続運用が可能なものとする。

共同利用ネットワークを構築するためのネットワーク機器については、受託者が導入すること。ネットワーク機器設定やネットワーク保守（ネットワーク障害時の対応など）についても受託者が対応するものとする。

各構成団体を接続する回線（バックアップ回線を含む）は民間通信事業者が提供する回線サービスを利用するものとし、当該サービス利用に要する費用一切についても対応するものとする。

（２）ネットワーク構築要件

①受託者は共同利用ネットワーク構築における各端末設置場所の施工計画書・各装置の仕様書及び取扱説明書・設計書・内訳明細書を提出すること。

②共同利用ネットワークを構築するうえで必要な暗号化通信機器(Firewall を含む)及びスイッチングハブの設置及び環境設定を行うこと。また、設置及び環境設定の状況等の管理表を提出すること。

③利用する回線サービス（バックアップ回線を除く）、暗号化通信機器及びスイッチングハブは、設置が想定される最大端末台数に対しても何の支障もなく運用でき、また、現時点で予想される今後の事務内容等の変更に対しても支障なく運用できるスペックを有するものとする。

④本ネットワーク構築作業で導入するネットワーク機器の設定変更及び各構成団体の暗号化通信機器から担当課までの LAN 配線工事は受託者が対応するものとする。

⑤広域ネットワークはセキュリティを考慮し VPN 接続（IPsec）にて暗号化通信を行うこと。

⑥広域ネットワークはセキュリティを考慮し、戸籍システムを利用する上での必要最低限の通信を許可するよう設定を行うこと。また、各構成団体間の通信についても制御を行ない、各構成団体のデータに対して相互にアクセスできないものとする。

⑦各構成団体が有する既存ネットワークと戸籍システムとの接続については、住民基本台帳システムとのデータ連携等、必要最低限の場合に限定して行うものとし、目的外の通信が既存ネットワークとの間に流れることの無いよう、制御可能な構成とすること。

⑧広域ネットワークの回線業者との事前の技術事項の確認、回線開通までの準備、開通当日の立会い、テストなどの作業とその管理は受託者が行うこと。

⑨回線は、共同利用ネットワークとバックアップ回線ともに、受託者が用意すること。（回線利用料も含む）導入するネットワーク機器については広域ネットワーク及びバックアップ回線の両方に適応する機器を選定すること。

（３）ネットワーク保守

①システム継続運用を可能とするためのネットワーク環境の維持・保全を行うこと。また、回線使用料についても算出すること。

②今回導入するネットワーク機器の保守はオンサイト方式にて対応すること。

③導入後５年間の保守管理業務は、広域ネットワークを支障なく運用するために、通信機器の保守管理も含め適切に行うこと。

④ネットワーク機器のソフトウエアのバージョンアップ（メーカー無償提供分）について、適宜行うものとする。

⑤広域ネットワークに接続される機器・回線の通信障害時における原因究明及び、障害回復方法の立案を行うこと。

⑥通信不能等の障害発生時は、発生当日よりの回復作業を行うこと。

⑦今回導入する通信機器以外のハードウエア及び回線の修理は本保守に含まない。

⑧すべてのネットワーク接続機器のネットワーク情報(設置場所・IP アドレス・コンピュータ名・使用可能な業務アプリケーション)の改廃管理を行うこと。

⑨ネットワーク構成図の改廃管理を行うこと。

⑩今回導入される全ての機器（通信機器以外のハードウエアも含む）において、ネットワークを維持していく上で、必要な環境設定及び再設定を行うこと。

⑪ネットワーク整備・拡充について将来性を考慮したうえでの相談や助言を行うこと。